

別表第二 用途地域等内の建築物の制限(第二十七条、第四十八条、第六十八條の三関係)
 (昭三四法一五六・旧別表第一繰下・一部改正、昭三五法一四〇・昭三六法一一五・昭三七法八一・昭四五法一〇九・昭五〇法五九・昭五一法八三・昭五九法七六・昭六二法六六・平四法八二・平一〇法五五・平一八法四六・一部改正)

(は)	(ろ)	(い)
第一種中高層住居 専用地域内に建築	第二種低層住居専 用地域内に建築す ることができる建 築物	第一種低層住居専 用地域内に建築す ることができる建 築物
一 (イ)項第一号から第九号までに掲げるもの 二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類	一 (イ)項第一号から第九号までに掲げるもの 二 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する ものうち政令で定めるものでその用途に供する部 分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの (三階以上の部分をその用途に供するものを除 く。 三 前二号の建築物に附属するもの(政令で定めるも のを除く。)	一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を 兼ねるものうち政令で定めるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学 校を除く。)、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその 他これらに類するもの 七 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第 二条第六項第一号に該当する営業(以下この表にお いて「個室付浴場業」という。)に係るものを除 く。) 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政 令で定める公益上必要な建築物 十 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるも のを除く。)

(ほ)	(こ)	
第一種住居地域内 に建築してはなら	第二種中高層住居 専用地域内に建築 してはならない建 築物	することができ る建築物
一 (イ)項第一号から第五号までに掲げるもの 二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券	一 (イ)項第二号及び第三号、(イ)項第三号から第五号ま で、(ロ)項第四号並びに(イ)項第二号及び第三号に掲げ るもの 二 工場(政令で定めるものを除く。) 三 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する政令で定める運動施設 四 ホテル又は旅館 五 自動車教習所 六 政令で定める規模の畜舎 七 三階以上の部分を(イ)項に掲げる建築物以外の建築 物の用途に供するもの(政令で定めるものを除 く。) 八 (イ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供する ものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五 百平方メートルを超えるもの(政令で定めるものを 除く。)	するもの 三 病院 四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに 類するもの 五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する ものうち政令で定めるものでその用途に供する部 分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの (三階以上の部分をその用途に供するものを除 く。) 六 自動車庫で床面積の合計が三百平方メートル以 内のもの又は都市計画として決定されたもの(三階 以上の部分をその用途に供するものを除く。) 七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの 八 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるも のを除く。)